

集配金警送業務個別仕様書＜総合病院＞

1 業務内容

(1) 集金・警送・清算・整理・入金業務

乙は、甲が指定する場所に入金機を設置し、毎週月曜日と金曜日の8時から17時に投入された現金（売上金及び釣り銭）の回収を行い、うち売上金を甲の取引金融機関を経由して甲の指定口座に入金処理を行う。

(2) 準備・配金業務

乙に配金日の銀行5営業日前までに引渡し済の釣り銭分現金を、総合病院の指示する金種に用意し、毎週月曜日の午前8時から8時30分の間に総合病院へ配金する。

※ 集金・配金に必要な現金バック等は、乙の負担により乙が用意するものとする。

2 入金機利用開始日

令和8年4月1日

3 入金機設置場所及び集金場所

静岡市葵区北安東4丁目27番1号 静岡県立総合病院内

4 口座への入金処理日

入金機から現金を回収してから銀行5営業日以内に入金処理を行う。

5 機器設置条件

- ・ 入金機は、乙の負担により設置し、1回収見込額を収納可能機種を採用すること。
※ 1台で不足する場合は、複数台設置すること。
- ・ 入金機は、両替機能を必要としない。
- ・ 入金機の入金カードを、乙の負担により、甲と協議の上必要枚数用意すること。
- ・ 利用開始日までに乙の負担で入金機を設置すること（甲は、電源及び院内共有インターネット回線を用意するが、別回線を必要とする場合、乙は回線の設置費及び通信費を負担すること）。
- ・ 契約終了後、入金機を撤去する場合の費用は乙の負担とする。
- ・ 投入金額が分かる投入記録用内蔵若しくは外付けプリンターを付設すること（乙の負担により、定期的にメンテナンスを行うこと。記録用紙及びプリンタートナー等消耗品を乙の負担により補充すること）。
- ・ 入金機が障害等を起こした場合、即応すること（オンコール後45分以内）。
- ・ 修理に係る費用については、甲の故意または重大な過失によるものを除き、乙の負担とする。
- ・ 新紙幣及び新硬貨導入に伴う入金機更新等委託料に影響が生じる場合、甲乙話し合いの上対応を検討すること。

7 危険負担

入金機へ投入後の現金の盗難等にかかる危険負担は乙が負うものとする。

8 その他

- ・ 振込先金融機関との必要な手続きがある場合は、乙にて行うこと。
- ・ 仕様が大きく変更になる場合は、甲乙協議の上、変更契約を行うこと。